

島根県後期高齢者医療広域連合における
特定事業主行動計画の実施状況及び女性活躍の状況の公表

令和 8 年 7 月

島根県後期高齢者医療広域連合では、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく特定事業主行動計画を策定し、ワークライフバランスと女性活躍推進を図る取組を進めています。今般、次世代法第 19 条第 5 項及び女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づく取組の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表します。

あわせて、女性活躍推進法第 21 条に基づき、女性活躍の状況を公表します。

I 職業生活における機会の提供に関する実績

1. 雇用する職員に占める女性職員（会計年度任用職員）の割合

目標（令和 7 年度）	令和 3 年度	令和 7 年度
50%以上	100%	100%

【説明欄】

常勤職員については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定に基づき、県内市町村（以下「派遣元」という。）から派遣された職員で構成されているため、算定対象としていない。
広域連合で雇用する会計年度任用職員のみ対象としている。

2. 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

令和 3 年度	令和 7 年度
33.3%	0%

【説明欄】

管理的地位にある職員についての人選は派遣元の判断により行われるため、広域連合が性別の選択をすることはできない。

3. 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 3 年度	令和 7 年度
事務局長	0%	0%
課長	50%	0%
係長	0%	0%

【説明欄】

各役職段階にある職員についての人選は派遣元の判断により行われるため、広域連合が性別の選択をすることはできない。

4. 職員の男女の給与の額の差異**(1) 全職員に係る情報**

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	—	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—	%
全職員	—	%

(2) 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

① 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
事務局長	—	%
課長	—	%
係長	—	%

② 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36 年以上	—	%
31～35 年	—	%
26～30 年	—	%
21～25 年	—	%
16～20 年	—	%
11～15 年	—	%
6～10 年	—	%
1～5 年	—	%

【説明欄】

派遣職員の給与は派遣元の条例で定める給料表に基づき決定され、派遣元から支給される。
公表対象年度において、広域連合で雇用する会計年度任用職員に男性職員が存在しないため、差異の算出不可。

5. セクシュアルハラスメント等対策の整備状況

ハラスメント防止委員会及び相談窓口の体制を整備した。

12月にハラスメント研修を開催し、全職員が参加した。

Ⅱ 仕事と家庭の両立に資する勤務環境整備に関する実績

1. 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

(1) 男女別の育児休業取得率

① 常勤職員

区分	目標（令和7年度）	令和3年度	令和7年度
男性	85%	— %	— %
女性	設定なし	— %	— %

② 会計年度任用職員

区分	目標（令和7年度）	令和3年度	令和7年度
男性	85%	— %	— %
女性	設定なし	— %	— %

(2) 男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	— %	— %	— %	— %
1週間以上2週間未満	— %	— %	— %	— %
2週間以上1月以下	— %	— %	— %	— %
1月超3月以下	— %	— %	— %	— %
3月超6月以下	— %	— %	— %	— %
6月超9月以下	— %	— %	— %	— %
9月超12月以下	— %	— %	— %	— %
12月超24月以下	— %	— %	— %	— %
24月超	— %	— %		

【説明欄】

公表対象年度において、育児休業の対象となる職員に該当する者は存在しない。

2. 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率

区分	目標（令和7年度）	令和3年度	令和7年度
配偶者出産休暇	100%	— %	— %
育児参加のための休暇	100%	— %	— %

【説明欄】

公表対象年度において、両休暇の対象となる職員に該当する者は存在しない。

3. 職員（管理職以外）一人当たりの各月の時間外勤務時間及び上限（45 時間／月）を超えて時間外勤務を命ぜられた職員数

(1) 職員一人当たりの平均時間外勤務時間数

（単位：時間）

月	令和3年度	令和7年度	目標 (令和7年度)
4月	6.2	14.5	
5月	4.3	7.1	
6月	2.6	7.1	
7月	4.6	6.3	
8月	0.6	3.0	
9月	3.0	4.2	
10月	3.8	6.5	
11月	2.1	5.4	
12月	2.1	5.0	
1月	4.8	7.0	
2月	1.9	5.2	
3月	13.3	4.9	
年平均	4.1	6.3	7

(2) 上限（45 時間／月）を超えて時間外勤務を命ぜられた職員数（年間実人数）

目標（令和7年度）	令和3年度	令和7年度
0人	0人	0人

【説明欄】